



平成18年（行ウ）第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 原田学 外52名

被 告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

（当該処分をした行政庁 東京都知事）

平成19年（行ウ）第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 小川裕之 外36名

被 告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

（当該処分をした行政庁 東京都知事）

平成20年（行ウ）第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 鈴木桂太 外15名

被 告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

（当該処分をした行政庁 東京都知事）

準 備 書 面 (11)

平成22年11月30日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告東京都訴訟代理人 弁護士

今 井 克 治



被告東京都指定代理人

鎌 田 真 理



同

村 木 健 司



同

荒 井 俊 之



同

大 野



同

守 屋



被告東京都は、次のとおり、平成22年9月17日付け原告ら準備書面30、31及び32（（以下、それぞれ「原告準備書面30」「原告準備書面31」及び「原告準備書面32」という。）の主張等に対し、必要な範囲で反論し、従前の被告東京都の主張を補充する。

1 原告らは、被告東京都に対し、土地収用法20条による複数案の比較衡量の要請があるにかかわらず、本件各事業の認可（被告東京都準備書面（1）4頁）で補助54号線の幅員を22メートルないし26メートルとするについて、事業費は幅員を一律15メートルとすれば大幅に削減できるのに、複数案の事業費による比較衡量をしていない点で、本件各事業認可処分は、裁量権の逸脱があり違法である旨主張する（原告準備書面30）。

しかし、都市計画法 70 条 1 項は、都市計画事業については、土地収用法 20 条（同法 138 条 1 項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定は行なわず、59 条の規定による認可又は承認をもつてこれに代えるものとし、62 条 1 項の規定による告示をもつて同法 26 条 1 項（同法 138 条 1 項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示とみなす、と規定しているから、そもそも、土地収用法 20 条の解釈から複数案の比較が求められていることを理由に本件各事業認可処分が違法であると主張することは都市計画法及び土地収用法のいずれの解釈も誤ったもので、失当というべきである。

2 なお、平成 15 年都市計画決定において、補助 54 号線の幅員を 22 メートルないし 26 メートルとした理由は、既に説明しているが、ア主要生活道路に通過交通が流入していること、イ地区内に都市公園がないこと、ウ災害時における一時的避難が可能な場所がないこと、エ緑被率が 7.8 パーセントであること（区全体 20.5 パーセント）等の現状から、下北沢駅周辺地域のまちづくりの課題を解決し、良好な都市環境を確保し、健全な市街地の形成を図ること等によるものである（被告東京都準備書面（8）5 頁ほか）。

以上